

ベネッセこども基金Meet Up 2023 #1

病気や障がいのある子どもたちの現状と課題

2023年12月8日(金)



京都女子大学発達教育学部教育学科

滝川 国芳



特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)



文部科学省

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成24年度) (令和4年度)

1,040万人 **0.9倍** 952万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

30.2万人 **2.0倍** 59.9万人
2.9% 6.3%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.6万人 **1.2倍** 8.2万人
0.6% 0.9%

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

16.4万人 **2.1倍** 35.3万人
1.6% 3.7%

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.2万人 **2.3倍** 16.3万人
0.7% 1.7%

※平成24年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数(16.3万人)は、R2年度の値。H24年度は5月1日時点、R2年度はR3.3.31時点の数字。

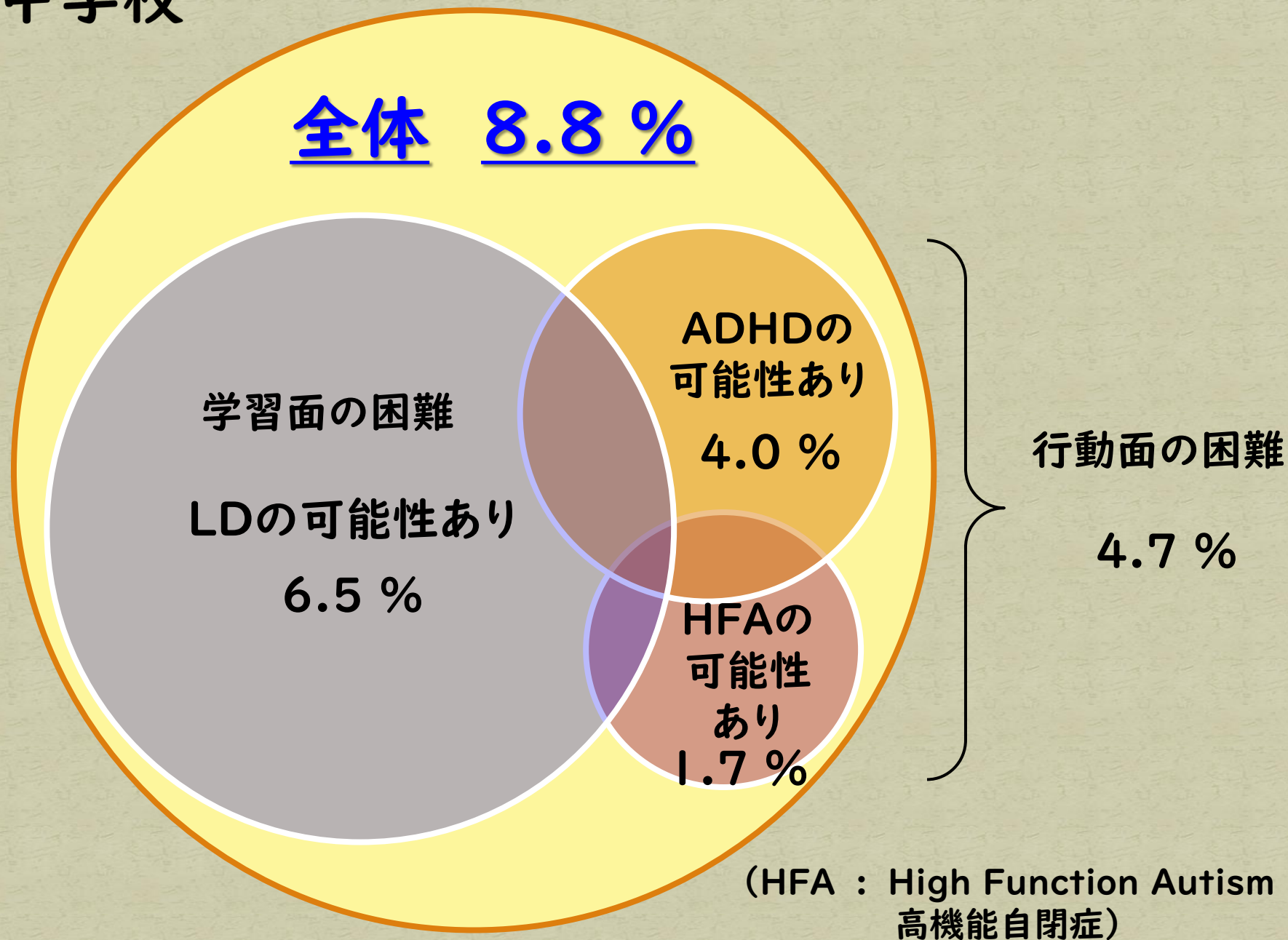
通常の学級に在籍する

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

結果について

文部科学省では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査を平成24年に実施後10年が経過し、この間、発達障害を含め障害のある児童生徒をめぐる様々な状況の変化があったこと等を踏まえ、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とするため、令和4年に本調査を実施しました。このたび、本調査の結果をまとめましたので、お知らせします。

小学校・中学校



特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

平成31年度入学生から、教員免許を取得する者は、1単位以上履修<必修>

【全体目標】

通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

病弱教育の意義

- 学習の遅れの補完、学力の補償
- 積極性・自主性・社会性の涵養
- 心理的安定への寄与
- 病気に対する自己管理能力
- 治療上の効果等

退院後の適応、再発の頻度の低下、
健康の回復やその後の生活に大きく寄与する、
QOLの向上

令和4年度

病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課

○ 調査目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校等への転学及び教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資することを目的として実施した。

Ⅱ 1. ①令和4年度に在籍した病気療養児数

○令和4年度中に学校に在籍した病気療養児数は、**9,165人**であり、平成30年度の前回調査時と比べ、1,171人増加していた。

・小中高等学校 6,544人（前回調査：5,000人）

・特別支援学校 2,621人（前回調査：2,994人）

○義務教育段階の方が多いが、高等学校段階でも大差なく病気療養児が在籍している。

令和4年度中に学校に在籍した病気療養児数

(人)

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

II 1. ③療養場所・欠席日数

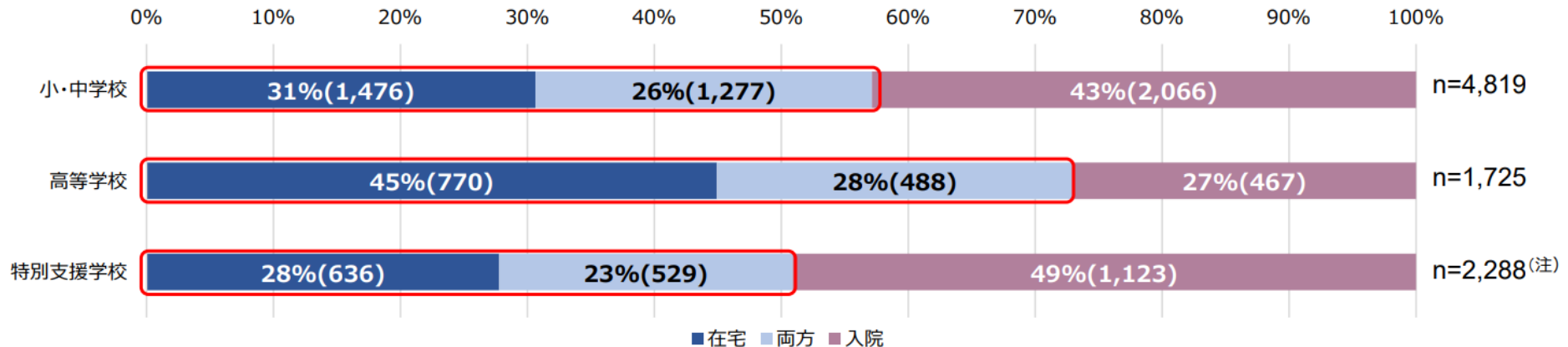
- 入院や療養のため学校を欠席した日数は平均67.7日であった。
- 療養等で欠席していた際の療養場所について、「在宅」または「病院と在宅両方」と回答した割合は、小・中学校では57%、高等学校では73%となっており、病気療養児の過半数が、病院だけでなく、在宅療養の期間もあることが分かった。

欠席日数（平均）

小学校	59.9
中学校	83.9
高等学校	66.9
特別支援学校	58.4
全体	67.7

※出席簿や指導要録等を参考に、入院や治療等のため学校を欠席したおおよその日数を調査。
 なお、欠席日数には、教員が病院や自宅等を訪問するなどして対面で、あるいはICT機器を活用して遠隔で授業を行っているため、欠席にはなっていないものの、在籍する学級に通学できていない日数も含む。

療養場所



※病気療養中の主な療養場所について、在宅、両方、入院から選択。

注) 特別支援学校の高等部で訪問教育を受ける生徒は含まない。

Ⅱ 1. ④ 転学について

- 病気療養児については、入院治療等のため、在籍校から病院内の特別支援学校（病弱）の分校・分教室や、病院内にある小中学校の特別支援学級（病弱・身体虚弱）に転学して教育を受けている実態があり※、その詳細については、下表のとおり。
 - 他校からの在籍校への転学について尋ねたところ、「転学なし」（84%）が一番多かった。
 - 転学あり（16%）の状況として、小中高等学校等の通常の学級から特別支援学校への転学が多かった。
 - 転学後の在籍期間は、半年以上が多かった。
- ※P22 参考資料「病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）」参照

学籍の異動（転学）

区 分		小・中学校 ^(注)	高等学校	特別支援学校	合計
転学なし（84%）		4,091	1,724	1,876	7,691
転学あり（16%）		728	1	745	1,474
内訳	小中高等学校等の通常の学級からの転学	480	1	494	975
	小中高等学校等の特別支援学級からの転学	64	0	134	198
	特別支援学校からの転学	138	0	112	250
	その他	46	0	5	51

注) 小中学校への転学の例としては、入院先の病院にある小中学校の特別支援学級（病院内の学級）への転学等が考えられる。

(Ⅱ 1. ④転学について)

○ 入院治療等のため、在籍校から病院内にある特別支援学校（病弱）の分校・分教室や、小中学校の特別支援学級（病弱・身体虚弱）への転学の状況について、「転学なし」が84%であった。

このように病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒が多くいる実態があることから、当該児童生徒の在籍校は、本人や保護者との面談等を踏まえ、教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援が行われるよう医療関係者等と連携した個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努めること。

また、ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、教育の機会が確保されるよう適切に対応されたいこと。

その際、保護者や医療関係者等との連絡調整役として特別支援教育コーディネーターの活用や、特別支援学校（病弱）からのセンター的機能の活用として、保護者からの教育相談や当該児童生徒への支援なども考えられること。

理由別長期欠席者数（全国）

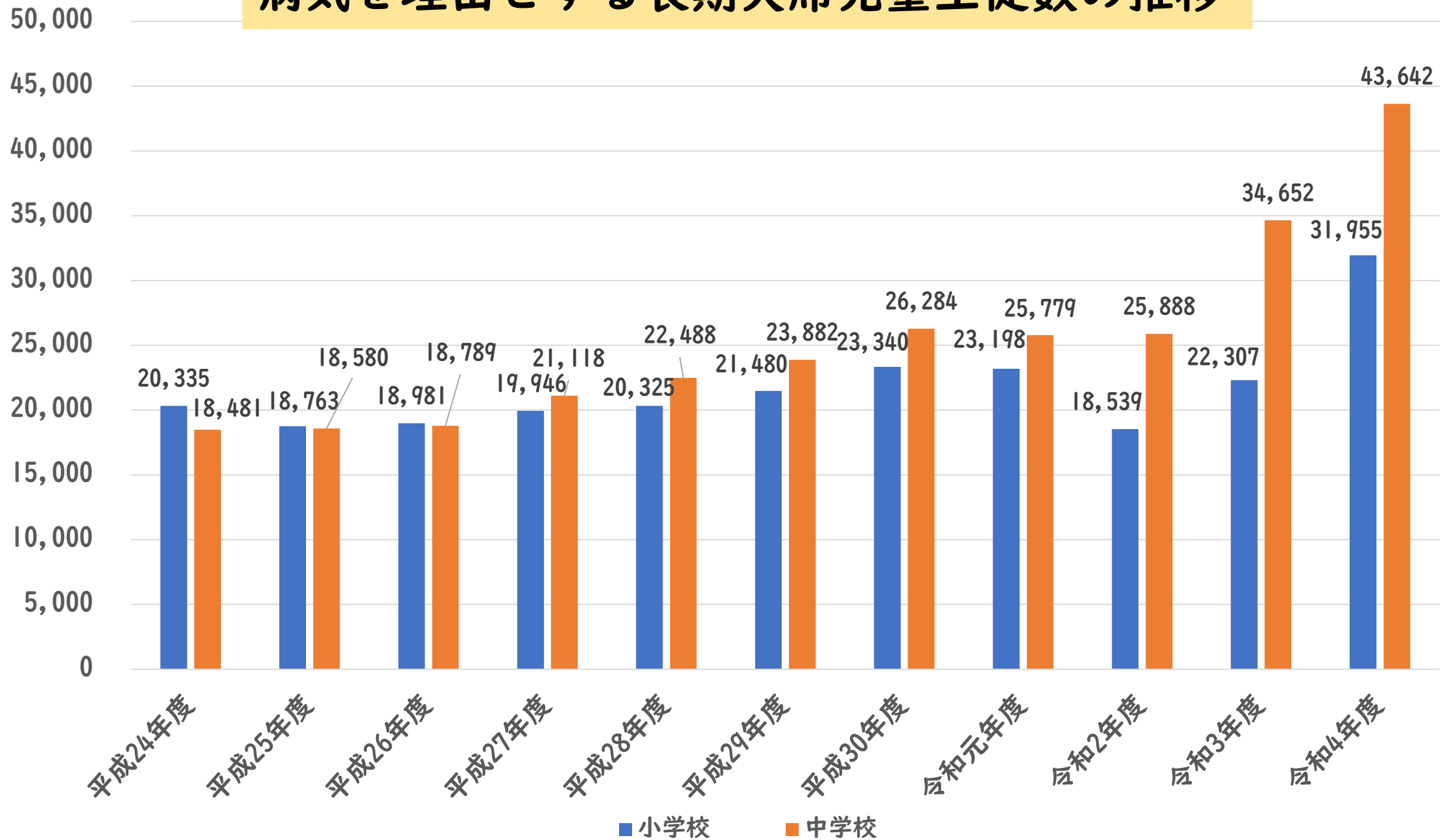
（人）

令和4年度間	計	病気	経済的 理由	不登校	新型コロナ ウイルスの 感染回避	その他
小学校	196,676	31,955	16	105,112	16,155	43,438
中学校	263,972	43,642	20	193,936	7,505	18,869
合計	460,612	75,597	0	299,048	23,660	62,307

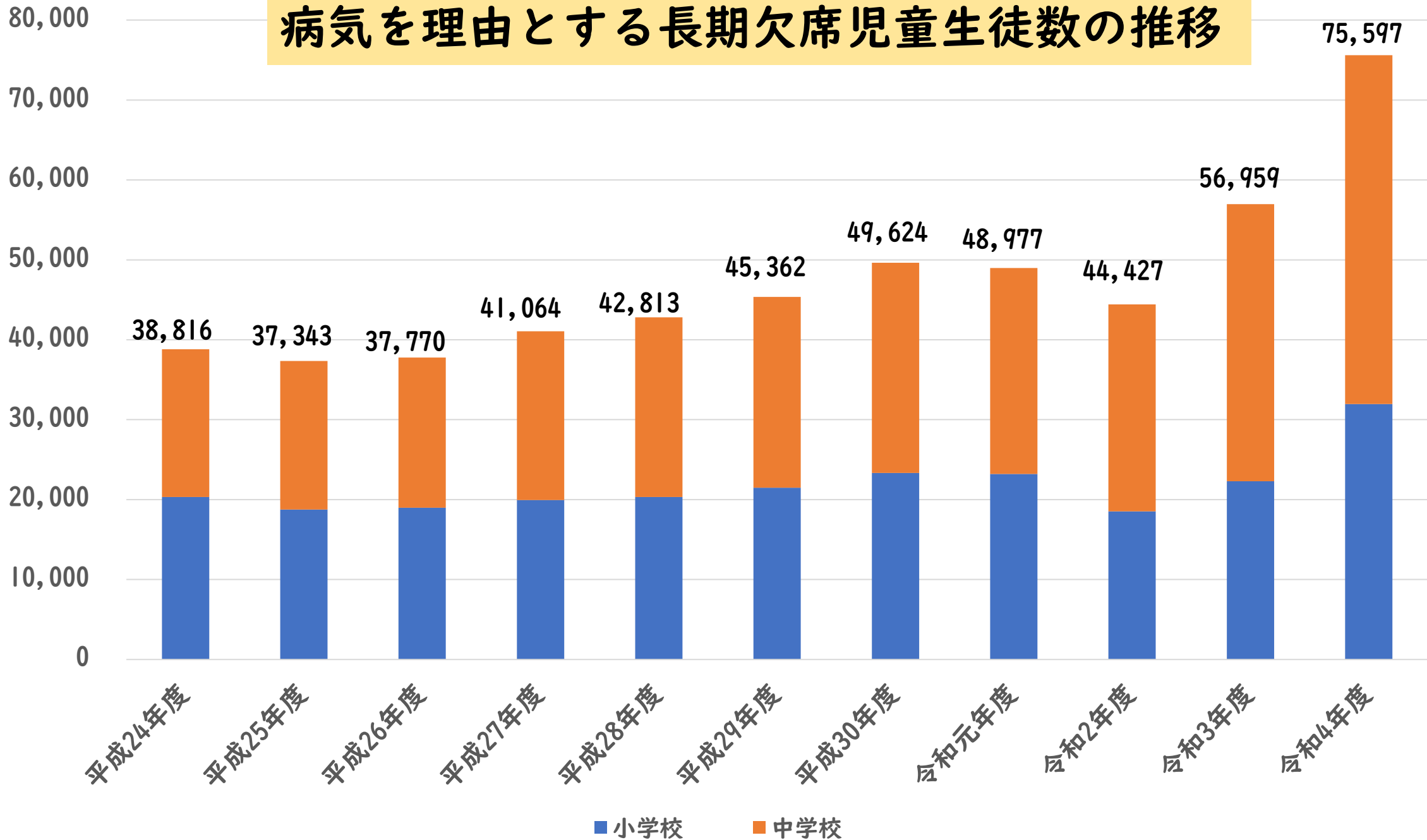
令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について より

（注）「長期欠席生徒」とは、年度間に通算30日以上欠席した生徒をいう。

病気を理由とする長期欠席児童生徒数の推移



病気を理由とする長期欠席児童生徒数の推移



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す，

個別最適な学びと，協働的な学びの実現～ (答申)

令和3年1月26日

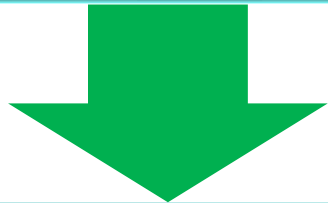
中央教育審議会

第I部 総論

急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施



ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

ICTの活用により、児童生徒一人一人が
自分のペースを大事にしながら
共同で作成・編集等を行う活動や、
多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など、
「協働的な学び」もまた発展させることができます。
ICTを利用して空間的・時間的制約を緩和すること
によって、遠隔地の専門家とつないだ授業や
他の学校・地域や海外との交流など、
今までできなかった学習活動も可能となります。

文部科学省：学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと
協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料

平成29年4月公示

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標, 各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては, 小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

病弱者である児童に対する 教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や 学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

知らない場所へ行くことに強い不安を感じる児童生徒が社会見学をする場合には、例えば、仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できるVR (Virtual Reality) の技術を使った機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどして、不安を軽減してから見学することで、積極的に参加できるようにすることも大切である。

しかし、病気の状態等によっては、どのように指導方法を工夫しても直接的な体験ができない場合があるので、その際は、例えば、火気を使用する実験ではWebサイトでの実験の様子を見て間接体験をする、又はタブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作することにより疑似体験をする、社会科で地域調査をする際にテレビ会議システム等を活用して地域の人から話を聞くなどの間接的な体験をする、体育科では体感型アプリ等を利用してスポーツの疑似体験を行うなど、指導方法を工夫して、学習効果を高めるようにすることが大切である。

病弱者である児童に対する 教育を行う特別支援学校

第2章 各教科 第1節 第1款

- (4) 児童の身体活動の制限や認知の特性、
学習環境等に応じて、教材教具や入力支援機器、
補助用具などを工夫するとともに、
コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、
指導の効果を高めるようにすること。

病気のため教室に登校できない場合には、病室内で指導する教師と教室で指導する教師とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにするなどして、学習できる機会を確保するために情報機器を活用することも大切である。

その際、タブレット端末等の情報機器を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り主体的・対話的な活動ができるよう工夫することが重要である。

入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

1. 趣旨 (一部省略)

長期にわたり又は継続的に入院する児童生徒等（以下「入院児童生徒等」という。）への教育的ニーズの把握及び支援を行う体制を構築することは喫緊の課題となっている。

附帯決議を受けて実施した「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」の結果、**長期入院した児童生徒の約4割には、様々な理由により在籍校による学習指導が行われていないことが明らかになった。**

これらの状況を踏まえ、入院児童生徒等に対する、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行う体制整備を推進する。

【文部科学省】

- 「第3期がん対策推進基本計画（2018年3月閣議決定）では、小児・AYA世代のがん患者のサポート体制は、必ずしも十分なものではなく、特に、高校段階においては、取組が遅れている、と指摘されている。
- これらの状況を踏まえ、主に高校段階の入院生徒に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施。

高等学校段階における入院生徒に対する 教育保障体制整備事業

令和元年度・2年度

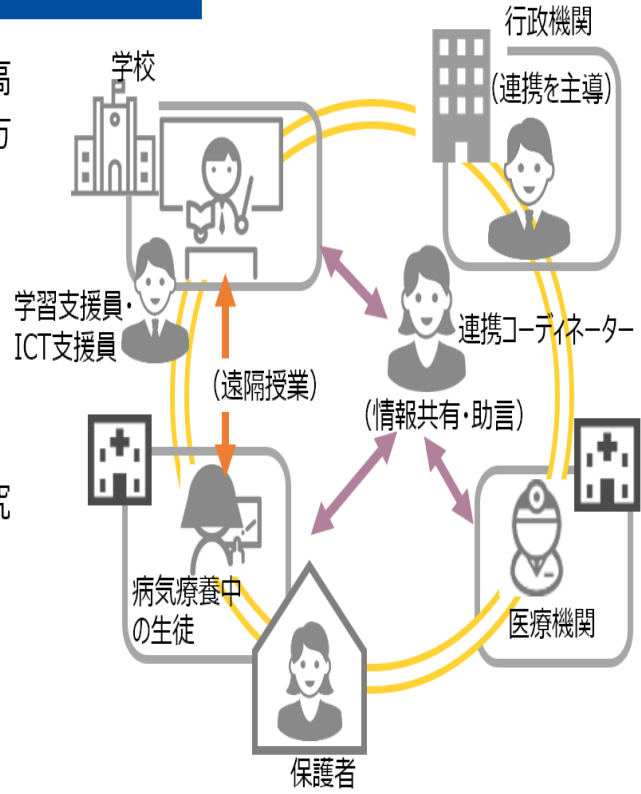
北海道 宮城県 秋田県 栃木県 神奈川県 長野県 京都市

4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 20百万円

小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった、高等学校段階における病気療養中等の生徒（※）に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施。

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- ① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査
(ICT機器の整備状況、通信環境等)
- ② 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究
- ③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究
- ④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究



成果 調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。

対象校種	高等学校、特別支援学校(高等部)	委託先	教育委員会	箇所数、単価、期間	5箇所、400万円/箇所、2年	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費(謝金、委員等旅費、消耗品費等)
-------------	------------------	------------	-------	------------------	-----------------	---------------	-------------------------------

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和5年度予算額（案） 127百万円
（前年度予算額 128百万円）



文部科学省

背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

事業内容

1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

97百万円（83百万円）

○文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会、大学、民間団体
- ・委託期間：2年間（2年目）
- ・件数・単価：5箇所×19百万円



2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

5百万円（新規）

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- ・委託先：都道府県教育委員会
- ・委託期間：2年間（1年目）
- ・件数・単価：2箇所×2.6百万円



3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

22百万円（新規）

○病気療養中等の児童生徒（※）に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

- ・委託先：教育委員会、民間事業者
- ・委託期間：2年間（1年目）
- ・件数・単価：8箇所×2百万円
- ・研究費：6百万円



アウトプット（活動目標）

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

アウトカム（成果目標）

- ・モデル事例の周知による他自治体の取組促進
- ・ICT活用の充実（デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施増）

インパクト（国民・社会への影響）

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)

病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとしている。

病気療養児については、その時々々の病状や治療の状況によりリアルタイムで授業を受けることが困難な場合があり、同時双方向型授業配信のみでは教育機会を十分に保障できない可能性がある。

このような児童生徒に対して、「第2 指導要録上の取扱い等」及び「第3 留意事項」に記載の事項等を踏まえた上で、病院や自宅等においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

同時双方向型授業配信 + オンデマンド型授業配信

高等学校等の病気療養中等の生徒に対する オンデマンド型の授業に関する改正について(通知)

令和3年度より実施している高等学校段階における同時双方向型の授業に関する調査研究等において、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業に出席したくてもできない場合があることが明らかになっている。

前述のとおり、現行制度においては、病気療養中等の生徒は、施行規則第88条の3に基づき、同時双方向型の授業を受けることができるが、オンデマンド型の授業を受けることは特例校でのみ認められている状況である。

本改正は、こうした背景を踏まえ、病気療養中等の生徒について、特例校制度に拠らずともオンデマンド型の授業を実施できるようにするものである。

第2 分野別施策と個別目標

3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

(4) ライフステージに応じた療養環境への支援

① 小児・AYA世代について

(以下、抜粋)

(現状・課題)

治療開始前に、教育支援等について医療従事者から説明があったと回答した人の割合は、令和元(2019)年度で68.1%、治療中に学校や教育関係者から治療と教育の両立に関する支援を受けた家族の割合は76.6%となっており、全ての患者に対応できるよう更なる対策が求められる。

(取り組むべき施策)

国は、教育支援の充実に向けて、医療従事者と教育関係者との連携に努めとともに、療養中に教育を必要とする患者が適切な教育を受けることのできる環境の整備、就学・復学支援等の体制整備を行う。また、ICTを活用した遠隔教育について、課題等を明らかにするため、実態把握を行う。

障害者基本計画（第5次計画 令和5年度～令和9年度）

令和5年3月 閣議決定

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

8. 教育の振興

(2) 教育環境の整備

- 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を促す。 [8-(2)-8]

2022年度・2023年度

一般財団法人 ニューメディア開発協会
&
公益財団法人 ベネッセこども基金

「病気療養の子どもがアバターロボットで学校生活に参加し
『笑顔』になる。学び、体験のモデル拠点校支援事業」

一般財団法人ニューメディア開発協会 (NMDA)

JKA機械振興補助事業 (採択事業)

【2023年度】

アバターでの学校生活参加利用者拡大とメタバースによる場面拡大
～5年計画事業4年目での推進～補助事業

【2022年度】

アバターロボット活用での先生への支援を拡大し
病弱の子どもの学校生活参加機会を増やす取組みに関する補助事業

【2021年度】

子供の復学不安軽減、病院内学校と前籍校先生の連携アバター利用補助事業

【2020年度】

未成年入院患者の学校教育(生活)参加支援に関する調査開発研究補助事業

病氣療養する児童生徒の教育を担当する
学校間、教職員間のネットワークが、
急速に全国展開している!!

ICT活用による教育実践に関する
情報共有が加速!!

民間のパワー・スピード感

【2022】

未成年障害者の学校教育（生活）参加支援に関する調査開発研究補助事業

児童の連携アプリ利用補助事業

一般財団法人ニ

補助

NMDA

★ こどもたちの笑顔のために

★ 明日も来たくなる学校